

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日に當たるときは、その翌日)

鳥取県規則第七十号

交通遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則

題名及び本則中「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号(第4条関係)」に、「支
付遺児」を「災害遺児」に改める。

様式第二号を次のように改める。

目 次

◆規 則 交通遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則

◆告 示 一部事務組合の公平委員会の事務の受託

保険治療機関等の指定

鳥獣保護区の設定

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了

土地区画整理事業の終了の認可(二件)

◆正誤 告 白 二級建築士試験の合格者

昭和四十九年八月鳥取県告示第六百七十五号中訂正

規 則

交通遺児手当助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

様式第2号(第4条関係)

災害遺児手当補助所要額調書

年度

市町村名

1 災害遺児手当補助所要額

災害遺児手当補助基本額 (2,000円×支給対象災害 遺児延人員)	補助所要額 ($\text{支}\times\frac{1}{2}$) (円)	備 考

2 支給対象災害遺児数

遺児種別	遺児数	内訳			備考
		乳幼児	小学生	中学生	
交通事故					
天災・海難					
その他					
計					

様式第3号「様式第3号」を「様式第3号（第6条関係）」と、「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

様式第四号中「様式第4号」を「様式第4号（第6条関係）」と、「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第7条関係）」と、「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

様式第五号中「様式第5号」を「様式第5号（第7条関係）」と、「交通遺児」を「災害遺児」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第九百四十六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により気高郡衛生施設組合、佐治用瀬ごみ処理施設組合及び八頭東部衛生施設組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平林鴻三

氣高郡衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、気高郡衛生施設組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」とい

う。）を處理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の處理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

佐治用瀬ごみ処理施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、佐治用瀬ごみ処理施設組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」とい

う。) を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

鳥取県知事 平 林 鴻 三

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条规定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十九日

八頭東部衛生施設組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、八頭東部衛生施設組合(以下「甲」という。)は、同

法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県(以下「乙」という。)に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、昭和四十九年十一月一日から施行する。

鳥取県告示第九百四十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第八条ノ一第一項の規定に基づき、次とのおり鳥獣保護区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第百八号)第十八条の

名 称	所 在 地	指 定 年・月 日
田 中 医 院	鳥取市湖山町五八二	昭和四十九年十月二十二日
渡辺内科医院	米子市上福原字北浜温泉一八三九の六	" 十月二十三日
豊 田 医 院	倉吉市東町三五一一八	" 十月二十五日
大 谷 医 院	八頭郡郡家町宮谷一本木二二一十五	" 十月十六日
都 田 薬 局	米子市道笑町三丁目八八	十月十五日
梶 川 薬 局	八頭郡智頭町大字智頭一六六四	"

規定により告示する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

花見東郷土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理事 音田忠義 東伯郡東郷町大字長江一、〇一五

昭和四十九年八月二十三日死亡により退任

名 称	区 域	存続期間及び面積
日南湖 鳥獣保護区	日野郡日南町菅沢地内の県道石見新見線 の八上沢入口を起点として、同沢（奥日野 原山尾根に至り、更に同尾根を北西に進み、 町道中津合線に至り、同町道を西方に進み、 県道本山伯太線に至り、同県道を西方に進 み、町道生山印賀線に至り、同町道を南方 に進み、日野町との町界に至り、同町道を 北東及び東方に進み、菅沢尾根に至り、同 尾根を北西に進み、起点に至る線に囲まれ た一円の地域	昭和四十九年十月三 十一日から昭和五十 九年十月三十日まで 一、四五三ヘクタ ル

国府土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 山口憲一 岩美郡国府町大字広西三八九番地

昭和四十九年八月十九日死亡により退任

香取土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 吉田堅一 西伯郡大山町豊房一、〇五一番地三九

監事 石原 賢 二、〇五二番地六四

監事 森田春信 二、〇五二番地二六

監事 井上 静雄 二、〇五三番地四

監事 岡村 守雄 二、〇四六番地の四四

監事 大林 光雄 名和町大字加茂三、二八九番地

監事 竹内 武雄 中山町松河原一、四六五番地の一

監事 錦谷 安範 大山町豊房二、〇五二番地九〇

監事 森近 計雄 二、〇四一一番地二一

監事 狹古 定雄 中山町高橋一、〇三五番地

昭和四十九年八月五日開催の第一回通常総会で役員選挙が行われたので、

土地改良法第十八条第十三項の規定により、昭和四十九年八月五日退任

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

香取土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

森尾 利喜治 森田 秀男 平井 敏美 豊

六九七 五二一

理 事 吉田 堅一 西伯郡大山町豊房二、〇五一番地三九

七七

石原 賢 二、〇五二番地六四

四七六

森田 春信 二、〇五二番地二六

八一

井上 静雄 二、〇五三番地四

七〇一

岡村 守雄 二、〇四六番地の四四

一三七

監事 大林 光雄 名和町大字加茂三、二八九番地

七七

鈴谷 安範 中山町松河原一、四六五番地の一

六九七

森 近 計 雄 大山町豊房二、〇五二番地九〇

五二一

狭古 定雄 二、〇四一番地二一

六九四

監事 竹内 武雄 中山町高橋一、〇三五番地

六九三

昭和四十九年八月五日開催の通常総会において、総選挙の結果当選し、

昭和四十九年八月十二日就任 任期四年

関金土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 矢城 良治 東伯郡関金町大字山口二、一七三番地

六九四

昭和四十九年六月十八日の開催の総代会において定款変更認可に伴う役

員定数増による役員選挙によつて當選し、昭和四十九年八月三十日就任
任期昭和五十一年二月九日まで

鷹狩土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理 事 下田 康散 八頭郡用瀬町大字鷹狩七八

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区
就任した役員の氏名及び住所

理 事	横山 勝 将	米子市青木五〇四番地
昭和四十九年七月十日開催の総会において定款変更認可に伴う役員定数 増による役員選挙によつて当選し、昭和四十九年七月十七日就任 任期昭和五十年六月五日まで		
湖東大浜土地改良区		
退任した役員の氏名及び住所		
理 事 上 根 扱 藏 鳥取市賀露町九一七番地		
事 上 根 扱 藏 鳥取市賀露町九一七番地		
理 事 小 玉 長 太 郎 八八九"		
事 小 玉 長 太 郎 八八九"		
美 川 金 太 郎 一、三一八"		
事 美 川 金 太 郎 一、三一八"		
山 田 善 一 一、一九〇"		
事 山 田 善 一 一、一九〇"		
景 井 萬 藏 五七二"		
事 景 井 萬 藏 五七二"		
山 根 幸 一 一、五八一"		
事 山 根 幸 一 一、五八一"		
船 越 禮 次 郎 二、八三六"		
事 船 越 禮 次 郎 二、八三六"		
星 見 重 藏 三、〇三八"		
事 星 見 重 藏 三、〇三八"		
竹 本 武 夫 伏野一、四三三番地		
事 竹 本 武 夫 伏野一、四三三番地		
竹 本 武 夫 三五番地の一		
事 竹 本 武 夫 三五番地の一		
竹 本 武 夫 三津二三五番地		
事 竹 本 武 夫 三津二三五番地		
竹 本 武 夫 賀露町一、一四七"		
事 竹 本 武 夫 賀露町一、一四七"		
竹 本 重 美 伏野七〇番地の一		
事 竹 本 重 美 伏野七〇番地の一		
竹 本 市 藏 三津二三五番地八		
事 竹 本 市 藏 三津二三五番地八		
竹 本 市 藏 伏野一、四三二"		
事 竹 本 市 藏 伏野一、四三二"		
渡 部 重 治 賀露町一、一五四"		
事 渡 部 重 治 賀露町一、一五四"		
木 下 竹 藏 一、二七八番地八		
事 木 下 竹 藏 一、二七八番地八		
田 中 寿 男 伏野九九一番地		
事 田 中 寿 男 伏野九九一番地		
監 事		
木 下 竹 藏		
田 中 峰 雄		
竹 本 市 藏		
渡 部 重 治		
木 下 竹 藏		
田 中 寿 男		
任期満了により退任		

湖東大浜土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理 事 上 根 扱 藏 鳥取市賀露町九一七番地

山 田 善 一 一、一九〇"

奥 田 稔 八四六"

濱 中 勝 美 一、五三七"

飼 野 久 嘉 湖山町一、四〇五"

山 根 幸 一 一、五八一"

景 井 萬 藏 五七二"

船 越 禮 次 郎 二、八三六"

星 見 重 藏 三、〇三八"

竹 本 武 夫 伏野一、四三三番地

竹 本 武 夫 三津二三五番地

竹 本 武 夫 賀露町一、一四七"

木 下 竹 藏 湖山町一、二七八番地八

竹 本 重 美 伏野七〇番地の一

竹 本 重 美 三津二三五番地

竹 本 重 美 賀露町一、一四七"

竹 本 重 美 伏野七〇番地の一

竹 本 重 美 三津二三五番地八

竹 本 重 美 伏野一、四三二"

竹 本 重 美 一、二七八番地八

竹 本 重 美 伏野九九一番地

竹 本 重 美 伏野九九一番地

竹 本 重 美 昭和四十九年九月二十二日就任 任期四年

鳥取県告示第九百五十号

昭和四十九年五月十五日付けで河原町から申請のあつた土地改良（中井地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取市松並町二丁目一三七番地
第一産業株式会社
代表取締役 岩谷政春

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間
昭和四十九年十二月三十日から二十日間

三 縦覧に供する場所
河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百五十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、大村土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月二十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 施行者の名称

有限会社 山 根 産 業

坂 下 廣 幸

稻 田 卓 郎

安 藤 正 寿

二 事業施行期間

昭和四十八年七月二十四日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 施行地区

鳥取市大村字上八町、字下八町、字下中島及び字上中島の各一部並び

に東今在家字畠ヶ田の一部

四 土地区画整理事業の名称

大村土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和四十九年一月二十八日 鳥取県指令受付都計第九号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
鳥取市岩吉字西金田及び西富地田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

昭和四十八年七月十八日
終了認可の年月日

昭和四十九年十月二十一日

鳥取県知事第五回認可

土地区画整理法(昭和三十九年法律第二百十九号)第十三条第一項の規定に基いて、蓮原土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定による、次のとおりの如である。

昭和四十九年十月二十一日	鳥取県知事 平林農	昭和四十九年十月二十一日	鳥取県知事 平林鴻
一 施行規約の名称			
株式会社鳥取県農協共済裡社事業団			
二 事業施行期間			
昭和四十八年七月十七日から昭和四十九年十月二十一日まで			
三 土地区画整理事業の名称			
鳥取市堀山町新発田の1号			
四 土地区画整理事業の実施区域			
蓮原土地区画整理事業			
五 施行認可の年月日			
昭和四十八年七月十日			
六 終了認可の年月日			
昭和四十九年十月二十一日			

公 告

昭和49年7月27日及び9月29日に実施した二级建築士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和49年10月29日

石田 敏雄	難賀 義則	東 実千代	多賀 和義	米原 公登
石谷 登喜雄	橋谷 利澄	中沢 靖	加納 幹郎	赤堀 幸人
河村 行康	長谷川 恵	戸崎 隆	竹内 勝男	坂口 浩二
河村 征治	衣笠 圭子	岩田 博士	岸田 晴男	松田 隆夫
石本 謙司	出水 安幸	小谷 正	松本 容一	宮脇 安正
松本 正夫	岡崎 勝	荒井 芳民	江間 佳三	庄平 忠常
金田 武満	前田 美徳	吉岡 英之	美田泰比古	国井 安藤
中井 善夫	前田 美徳	石田 光美	岩本 正雄	石川 博行
木村 龍男	影井 正美	山田 良	岡本 政	木下 忠常
木村 龍男	安達 浩治	石田 光美	藤野 清次	近藤 孝男
脊藤 栄一	影井 正美	山田 良	八田 豊	尾崎 和明
永井 英徳	安達 浩治	汐田 博美	篠田 昭広	佐々木 俊哉
平林 裕晶	金子 正明	松井 和博	松本 弘次	杉田 雅美
花田 圭司	金子 正明	竹本 宗作	木下 伸	伊東 祐克
小宮 隆男	浜田 力三	松本 弘次	渡部 寿雄	花岡 弘
朝倉 理一	竹田 重憲	木下 伸	杉田 雅美	黒川 靖雄
門脇 保久	谷吉 忠雄	渡部 寿雄	松本 優志	西村 雅晴
西村 雅晴	田中 実	松本 弘次	黒川 靖雄	豊実
西村 雅晴	石野 敏敬	木下 伸	西川 一三	高田 高田

円城寺輝明	矢部 博美	小林 義明	尾崎 長雄	山添 政二
松岡 修	山本 晃実	小椋 道雄	山本 譲	河野 雄一郎
杉森 健司	白水 恒夫	岸信 伍	佐伯 和範	山崎 正人
菅原 宏	絹見 勇吾	今市 満久	木下 健	朝倉富士雄
石村 進	北農 隆憲	後藤 勉	林 茂則	田中 国忠
高崎 武紀	井上 明徳	加藤 総明	常松 幸	金田 满
米原 清治	岩尾 勝幸	潮 隆行	松原 剛	上田 準一
香田 芳巳	坂田 正敏	安達 啓治	藤山 直道	田淵 達雄
松本 延公	荒木 順一	荒浜 雅男	村松 順	中原 義夫
矢田貝 康治	門脇 正	福岡 利夫	上代 修一	松本 壮二

出

黙

昭和四十九年八月鳥取県告示第六四七十五号(解説付の株式会社の
事務所に譲りかねいたのや、届け出る。

販
行
部
出
販
行
部
出

販
行
部販
行
部